

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年2月7日(金)午後3時から午後3時50分まで

2 開催場所 公民館2階視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番 伊藤 清 委員	2番 平山 勝美 委員
4番 向後 秀幸 委員	5番 関 文夫 委員
6番 石井 和美 委員	7番 伊藤 市郎 委員
8番 椎名 由利 委員	9番 関 房男 委員
10番 依知川 一成 委員	11番 金城 ハル子 委員
12番 椎名 正和 委員	13番 菅谷 守夫 委員
14番 戸村 光男 委員	15番 土屋 玲子 委員
16番 伊藤 明美 委員	17番 佐藤 和 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (12名)

18番 大木 健守 委員	19番 鈴木 賢治 委員
20番 林 栄一 委員	21番 山田 恒 委員
22番 石毛 茂 委員	23番 片岡 昌美 委員
24番 高橋 健 委員	25番 五木田 善孝 委員
26番 須合 孝治 委員	27番 行木 理恵 委員
28番 熱田 善信 委員	29番 宇野 恵三郎 委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

3番 山崎 幸宏 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 3件

報告事項 利用権の中途解約にかかる通知について 3件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和7年2月農業委員会定例総会を開会いたします。

佐藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は佐藤会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、15番土屋玲子委員、16番伊藤明美委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番は所有権移転、2番から7番は利用権の設定に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から7番について議案書を基に朗読】

番号1番から7番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

7 番 番号1番について、本案件は、譲受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。譲受人ですが、許可要件は問題はないかと思われま

1 3 番 番号2の案件は、譲受人の経営規模拡大のための賃借権の設定で、賃借期間は許可日から10年間です。譲受人ですが、許可要件は問題はないかと思われま

続いて番号3・4の案件については区分地上権の設定で、番号3の案件は譲受人が営農型太陽光発電設備を設置するため申請地の上空部分に、番号4の案件は譲受人が申請地の地中に区分地上権を設定するものです。2つの案件は一時転用に付随する案件ですので、農業委員会総会で許可相当の議決をされた場合でも、一時転用の許可がされることが3条許可の条件となります。また、許可日・期間は一時転用と同一となります。

番号5の案件は、譲受人の経営規模拡大のための賃借権の設定で賃借期間は許可日から10年間です。譲受人ですが、許可要件は問題はないかと思われま

番号6の案件は、譲受人が営農型太陽光発電設備を設置するため申請地の上空部分に対する区分地上権の設定です。

本案件は一時転用に付随する案件ですので、農業委員会総会で許可相当の議決をされた場合でも、一時転用の許可がされることが3条許可の条件となります。また、許可日・期間は一時転用と同一となります。

番号7の案件は、譲受人が営農型太陽光発電設備を設置するため申請地の上空部分に対する区分地上権の設定です。

本案件は一時転用に付随する案件ですので、農業委員会総会で許可相当の議決をされた場合でも、一時転用の許可がされることが3条許可の条件となります。また、許可日・期間は一時転用と同一となります。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めま

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番から3番を議案書を基に朗読】

番号1番について、権利内容は賃借権の設定で申請地に営農型太陽光発電設備を設置したいというものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、番号1番から3番は一体の計画です。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1 3 番 番号1番から3番について、譲受人は再生可能エネルギーに関する事業を主とする会社で、今回申請地に営農型太陽光発電設備の設置を計画しています。事業計画の内容については、議案の1番から3番に記載の農地4筆を賃借して太陽光発電パネルを設置し売電するものです。

発電事業終了後の設備の撤去については、譲受人から撤去に関する誓約書が提出されています。

なお、下部の農地については認定農業者である議案3番の業者により耕作が行われる計画で、作物については大豆または麦を栽培する計画です。

農地区分は農用地区域内農地で原則転用不許可ですが、営農型太陽光発電設備での一時転用申請のため例外的に許可できるものに該当すると考えます。2番、3番の事業内容等につきましても、番号1、2、3が一体の計画のため省略させていただきます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

1 2 番 売電の内容についてFIT制度の認定を受けているようだが、認定期間について問題はないのか。

事務局 認定期間について事業者へ確認したところ、令和7年3月末まで有効のため、今回申請を行ったとのことでした。

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 利用権の中途解約にかかる通知が3件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	3件
報告事項 利用権の中途解約にかかる通知について	3件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和7年2月7日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。